法第24条	外国にある第三者への提供の制限	委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。 外国の事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法22条の委託先の監督義務のほか、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。
法第27条～第33条、第35条	保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理	提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理に係る義務を履行することについて明確にする。 なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

【別紙８】

個人データ提供記録簿

①　法23条１項又は法24条の本人の同意を得ている旨	
②　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨） ＊不特定かつ多数の者に提供している場合とは下記のような場合をいう。 例）個人データをインターネット上に公開し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いている場合 例）住宅地図を市販する場合	
③　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 例）本人ごとに番号・ＩＤなどを付して個人データの管理をしている場合において、当該番号・ＩＤなどにより本人を特定できるときの当該番号・ＩＤ	
④　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	

※上記①から④の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供記録簿」において記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

【別紙９－１】

個人データ受領記録簿

①　個人データの提供を受けた年月日	
②　当該第三者の氏名又は名称	
③　当該第三者の住所	
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名	
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯	
⑥　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 例）本人ごとに番号・ＩＤなどを付して個人データの管理をしている場合において、当該番号・ＩＤなどにより本人を特定できるときの当該番号・ＩＤ	
⑦　当該個人データの項目 例）氏名、住所、電話番号、年齢 例）氏名、商品購入履歴	
⑧　法第23条第４項に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨	

※②から④までの事項については、本人から申告を受けるものとする。⑤の事項については個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により確認をするものとする。

※上記①から⑧の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供記録簿」において記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

【別紙９－２】

個人データ受領記録簿

①　本人の同意を得ている旨	
②　当該第三者の氏名又は名称	
③　当該第三者の住所	
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名	
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯	